

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 弁護士報酬等に係る費用の敗訴者負担制度の導入

一 当事者双方が訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者に限る。以下同じ。）を選任している訴訟において、当事者の双方共同の申立てがあるときは、その申立てをした当事者の当該審級における訴訟代理人の報酬に係る費用は、訴訟費用として敗訴者の負担とすること。（第二十八条の三第一項関係）

二 一により敗訴者の負担とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、訴訟の目的の価額に応じて算出するものとし、反訴、共同訴訟又は訴えの変更の場合の取扱いも含めて、その算出の方法及び基準を定めること。（第二十八条の三第一項から第四項まで及び第八項、第四条及び別表第三関係）

三 一の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあっては、上告状又は上告理由書の提出の時。四において同じ。）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面で行わなければならないものとする。こと。（第二十八条の三第五項関係）

四 当事者は、一の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時までは、双方共同して、その申立

てを取り下げることができるものとする。 (第二十八条の三第六項関係)

五 訴訟代理人は、一の申立て又は四の取下げについては、特別の委任を受けなければならないものとする。 (第二十八条の三第七項関係)

六 一の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後において訴訟代理人を選任している当事者間でされたものを除き、無効とすること。 (第二十八条の三第九項関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、平成十七年一月一日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件の訴訟費用の範囲については、なお従前の例によるものとする。 (附則第二項関係)